

神奈川県社会福祉協議会ホームページ広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（以下「本会」という。）のホームページ(以下「本会ホームページ」という。)への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本会ホームページ 本会が管理するホームページで、本会が指定したサーバに格納されているものをいう。
- (2) バナー広告 本会ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページ（ホームページがない場合は、PRを掲載）にリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 広告の種類は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告可能な広告等の範囲)

第4条 本会ホームページに掲載する広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性や宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (5) 個人又は法人の名刺広告
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) その他広告掲載が適当でないと本会が認めるもの

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

サイズ	縦60ピクセル×横160ピクセル
画像形式	GIF形式（アニメーションGIF不可）
容量	4KB以内
その他	画像スライス不可

2 前項と異なる規格については、広告主と本会が協議のうえ決定するものとする。

(広告の掲載ページ・位置及び枠数)

第6条 広告の掲載ページ・位置及び枠数は本会が定めるものとする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、原則として1月単位とする。ただし、複数月の広告掲載の申し込みがあった場合には、年度を越えない限りにおいて、複数月とすることができるものとする。

- 2 広告掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、当該広告を掲載する月の第1日とする。ただし、広告掲載開始日が休日に当たるときは、繰り上げることができるものとする。
- 3 広告掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、当該広告を掲載する月の末日とする。ただし、広告掲載終了日が休日に当たるときは、繰り下げることができるものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告掲載希望者の募集は、本会ホームページに掲載するほか、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 本会は、第4条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料については、類似広告の市場価格等を勘案し、本会が決定する。

2 広告主は、広告掲載料を指定する期日までに、一括前納するものとする。

(広告原稿の製作及び提出)

第11条 広告原稿の製作及び提出は、本会が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で製作するものとする。

(広告内容等の変更)

第12条 広告主は、原則として月単位で当該広告の内容を変更することができるものとする。

2 前項の規定により広告の内容を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の20日までに本会へ変更後の原稿を提出するものとする。

3 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに本会の担当部所に連絡するものとする。

4 広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又は第4条の規定に抵触していると判断したときは、本会は広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第13条 本会は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき

(4) 広告主、広告の内容またはリンク先ページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又は第4条の規定に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき

(5) その他、本会ホームページへの広告掲載が適切でないと判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は自己の都合により、本会ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により本会に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第15条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額の総額とする。
- 3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第16条 広告掲載期間内に、本会の都合で本会ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

- 2 広告主の責に帰さない理由により、本会が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、本会に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は本会が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年3月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月28日から施行する。